

特定家畜伝染病発生時の迅速な消毒ポイント設置に向けた候補地の選定

紀北家畜保健衛生所

○鳩谷珠希 湯橋宏美

黒田順史

【背景および目的】

高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）や CSF（豚熱）などの特定家畜伝染病発生時には、まん延防止のため消毒ポイントを設置し、畜産関係車両を消毒する。当所管内では、平成 29 年度までに、県有施設や市有・町有施設の駐車場を中心に、117 カ所の消毒ポイント候補地を選定していたが、当所のみでの判断で選定するなど、振興局のリストと一致しない候補地があった。また、近年の道路や施設状況等の変化により、早急に候補地を見直す必要があったため、平成 30 年度より消毒ポイント候補地の見直しを行い、より利用可能性の高い候補地を選定した。

【方法】

(1) 消毒ポイント候補地の見直し

これまで、高速道路のインターチェンジや道の駅などの食品提供施設を候補地としていたが、インターチェンジへの消毒ポイントの設置は危険であること、食品営業施設へのポイントの設置は適切でないとの考えから、これらを候補地から除外した。また、明らかに狭いと考えられた候補地や私有地を除外した。除外した候補地は 32 カ所となり、これに市有・町有施設 26 カ所を新たに候補地に加え、候補地は合計 111 カ所となった。

(2) 各振興局農林水産振興部への照会

(1) の 111 カ所の候補地について、管内 4 地域（海草、那賀、伊都、有田）の振興局農林水産振興部に、消毒ポイントとしての利用可否を照会した。また、候補地の施設管理者に応じ、市町等からも情報を収集した。なお、照会した候補地の地域ごとの内訳は、海草 35 カ所、那賀 14 カ所、伊都 29 カ所、有田 33 カ所であった。

(3) HPAI 発生時における養鶏農家ごとの消毒ポイントの再選定

養鶏農家および飼料・医薬品関係業者に聞き取りを行い、生産物の出荷先や運搬経路、車両通行状況等を勘案して、(2) で利用可能とされた候補地の中から、養鶏農家ごとの HPAI 発生時における消毒ポイントの再選定を行った。なお、この際、制限区域内にインターチェンジが含まれる場合は、インターチェンジを通過する前に車両消毒を実施できるよう、ポイントを選定した。また、発生時に制限の対象外として、国と協議し卵や鶏を移動させる場合

に、GPセンターおよびふ卵場、ならびに食鳥処理場への搬入前に、車両消毒を実施できるよう、ポイントを選定した。

【結果】

(1) 各振興局農林水産振興部への照会結果

消毒ポイント候補地の利用可否について、振興局農林水産振興部から、合計 21 カ所について利用不可と回答があった。利用不可の理由としては、「町有地で住民の来訪が多い」が最も多く、他に「町有地だが自治会の同意が必要」「集客施設なので利用不可」との回答があった。

利用不可となった候補地の代替候補地として、振興局から 8 カ所について新たに提案があり、利用可能とされた候補地は合計 98 カ所となった。

98 カ所の内訳は、市有・町有施設が 51 カ所（52.0%）と最も多く、次いで県有施設が 20 カ所（20.4%）であり、これらを合わせた県内の公共的な施設が 72.4%であった。次いで道路余幅が 19 カ所（19.4%）、JA が 7 カ所（7.1%）、国有施設が 1 カ所（2.8%）であった。

(2) HPAI 発生時における養鶏農家ごとの消毒ポイントの再選定

1,000 羽以上を飼養する管内養鶏農家（令和元年 12 月 1 日時点）38 戸における消毒ポイント設置予定数（管内設置分）は平均 6.0 カ所から 4.4 カ所に減少した。

【考察およびまとめ】

消毒ポイントは、特定家畜伝染病の患畜又は疑似患畜決定後、直ちに運営を開始できるよう、迅速に設置する必要がある。今回、振興局等の地元関係機関に候補地の照会を行い、養鶏農家等に聞き取りを行うことで、必要のないポイントを減らし、かつ利用可能性の高い候補地を選定することができた。

今回、HPAI 発時における養鶏農家ごとの消毒ポイントを再選定したところ、これまでより平均で 1.6 カ所のポイント減少となった。この理由として、これまでは、制限区域の境界にある幹線道路付近に、自動的に消毒ポイントを設置していたが、今回、関係車両が通行しないと考えられる道路付近にはポイントを設置しなかったことが挙げられる。

県内で平成 23 年に HPAI が発生した際は、消毒ポイントを 6 カ所で 24 時間運営を行い、1 日 1 カ所あたりの車両平均通過台数は 6.1 台であった。特定家畜伝染病の発生時には、短時間で消毒ポイントを決定して準備を行い、限られた人員で運営を行うことを考えると、伝染病のまん延を防止する一方で、効率的なポイント運営も必要と

考える。

今回、運営時間の参考とするため、養鶏農家等に生産物の出荷・配達時間や飼料・医薬品の納入時間についても聞き取りしたところ、医薬品の納入は日中（9～17 時頃）に行われており、飼料の納入および食用卵の配達は、一部、夜間に行われていたものの、日中およびその前後の時間帯が多かった。肉用鶏の出荷作業は全て夜間（20～24 時）に行われていたが、期間は限定的である。これらのことから、全ての消毒ポイントにおいて 24 時間運営する必要はなく、一部のポイントについては時間延長や、飼料等の納入や配達時間を変更してもらうことで対応できるのではないかと思われた。

今後も随時、消毒ポイント候補地の見直しを行い、関係機関と情報を共有しながら、家畜伝染病発生時の迅速な設置に向けて取り組んでいく。